

# 令和5年度下半期栃木県保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援金交付規程

## (趣旨)

第1条 一般社団法人栃木県薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）は、令和5年度下半期栃木県保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援事業費補助金交付要領（以下「要領」という。）第1条に定める趣旨に基づき、光熱費高騰の影響を受けている県内保険薬局及び車両燃料費高騰の影響を受けている県内在宅調剤加算届出薬局（以下「補助対象」という。）に対して、地域における医薬品提供体制を維持するため、要領第8条の規定により栃木県から交付を受けた補助金の範囲内において栃木県保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

## (事務局)

第2条 本事業における支援金の交付等に係る事務を遂行するため、薬剤師会に栃木県保険薬局支援金事務局（以下「事務局」という。）を置く。

## (交付対象等)

第3条 支援金の交付対象等は次のとおりとする。

### 一 保険薬局

#### ア 目的

地域における医薬品提供体制を維持するため、光熱費高騰の影響を受けている県内保険薬局に支援金を交付する。

#### イ 補助対象

令和5(2023)年10月1日時点で関東信越厚生局において保険薬局の指定を受けている薬局で、今後も継続して保険調剤を行う見込みである薬局

#### ウ 対象経費

令和5(2023)年10月1日から令和6(2024)年3月31日までに一イの薬局が要する光熱費

#### エ 基準額及び上限額

1 薬局当たり3万円

### 二 在宅患者調剤加算届出薬局

#### ア 目的

在宅患者への医薬品の安定的な提供を図るため、患者の居宅等への訪問に要する車両に係る燃料費高騰の影響を受けている県内在宅患者調剤加算届出薬局に支援金を交付する。

#### イ 補助対象

令和5(2023)年10月1日時点で関東信越厚生局において在宅患者調剤加算届出薬局の施設基準に係る届出をしている薬局で、今後も継続して在宅患者調剤を行う見込みである薬局

ウ 対象経費

令和5(2023)年10月1日から令和6(2024)年3月31日までに二イの薬局が所有または使用する車両に要する燃料費

エ 基準額及び上限額

1 薬局当たり1台を上限として3千円

(交付の申請)

第4条 支援金の交付の申請をしようとする者は、栃木県保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)を事務局に対し、事務局が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 支援金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

一 申請薬局一覧(様式第2-1号、様式第2-2号)

二 その他事務局が必要と認める書類

3 申請は、原則として薬局開設者が補助対象である全ての薬局をとりまとめ、1回に限り行えるものとする。

4 当該支援金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等(県又は市町が交付するものを含む。)の交付を受けてはならない。

(交付金額の決定)

第5条 事務局は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、要領第8条の規定に基づき、知事に概算払請求するものとする。

2 事務局は、前項の請求に対する支援金の支払を受けた後、申請者に対して支援金の交付の決定を行うものとし、栃木県保険薬局エネルギー価格等高騰対策支援金額決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 事務局は、前項の決定をする場合において、次の条件を附するものとする。

一 補助事業に係る帳簿及び証拠書類(申請車両の自動車検査証の写しを含む。)を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

二 事務局は、必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

(支援金の交付方法)

第6条 事務局は第5条第2項の交付の決定後、申請者の指定する口座に支援金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第7条 事務局は、申請者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第8条 事務局は、支援金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 補助対象者は、第7条の規定に基づく取消しにより、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附則

この規程は、令和6(2024)年1月5日から施行する。